

市役所からのお知らせ

認定司法書士無料相談会

予約・問合せ先 総務課行政係
☎ 内線 321

法務大臣の認定を受けた認定司法書士が身近な法律家として市民に貢献するため、次の通り相談会を実施します。相談する人は、事前に電話で予約してください。

【日時】 10月10日（木）

午後1時～4時30分

【場所】 市役所3階小会議室

【主催】 長崎県司法書士会

平成26年松浦市成人式

問合せ先 生涯学習課社会教育係
☎ 内線 340

【新成人該当者】

平成5年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人

【日時】 平成26年1月4日（土）

受付 正午～午後0時50分

開式 午後1時

【場所】 松浦市文化会館（ゆめホール）

○該当者へは案内状（はがき）を11月ごろに送付します。該当者でありながら、案内状が届かない場合は、ご連絡ください。

○ホールへの入場は、新成人・来賓を優先し、保護者などのご入場をご遠慮いただく場合があります。

行政相談所

問合せ先 総務課行政係 ☎ 内線 321
福島支所市民課 ☎ 内線 602・36

市役所や国、県などの機関が行っている仕事について、意見や苦情、要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●松浦会場

【日時】 10月10日（木）

午前10時～午後4時

【場所】 市役所別館多目的相談室

【行政相談委員（敬称略）】

川畑喜久雄 ☎ 0956-75-0724

青木サチ ☎ 0956-74-0456

●福島会場

【日時】 10月24日（木）

午前10時～午後4時

【場所】 福島支所第7会議室

【行政相談委員（敬称略）】

徳田芳朗 ☎ 0955-47-2422

休日における水道の補修当番

問合せ先 上下水道課水道業務係
☎ 内線 131

当番は次の通りです。水道の修繕のお申し込みは直接当番業者へお願いします（福島地区、鷹島地区は地区内の指定業者へご連絡ください）。

【10月】 川井産業（株） 松浦店

☎ 0956-72-3524

健康づくり教室のお知らせ

申込・問合せ先 健康ほけん課健康推進係

☎ 内線 166

鷹島支所市民課

☎ 内線 603・15

生活習慣病予防に役立つ食事についての栄養教室を開催します。

特定健診結果で数値が気になる人や食生活の改善に興味のある人など、食生活を振り返るきっかけづくりのために、ぜひ参加してください。

【日程・場所】

・11月1日（金）鷹島総合開発センター

・11月29日（金）中央公民館

・12月5日（木）御厨公民館

・12月13日（金）東部交流センター

【時間】

午前11時～午後2時

【内容】

バイキング形式での試食、健康づくりに関する講話

【持参するもの】

食材費として300円

【申込期限】

鷹島地区 10月25日（金）

志佐地区

11月22日（金）

御厨地区

11月28日（木）

今福地区

12月6日（金）



薬と健康の週間

問合せ先 健康ほけん課健康推進係

☎ 内線 168

10月17日～23日は、「薬と健康の週間」です。薬を使用する際には、次のようなことに注意し、より安全で効果的に使用してください。

○使用する前には薬の添付文書（能書）をよく読みましょう。

○用法・用量を守りましょう。

○薬の剤形にあった服用方法を守りましょう。

○薬の飲み合わせに注意しましょう。

○高齢者や子どもの薬の使用には、特に注意しましょう。

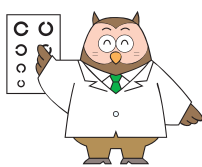
○薬は正しく保管しましょう。

○古い薬の使用はやめましょう。

10月10日は目の愛護デー

問合せ先 健康ほけん課健康推進係
☎ 内線 168

今年のスローガンは、「ちょっと片方の目で見よう！右目と左目、同じですか？」。2大失明原因である緑内障と糖尿病網膜症は、初期には自覚症状がありません。あなたの目の健康を守るため、年に一度は眼科専門医へ。



松浦市立中央診療所からのお知らせ

○問合せ先 松浦市立中央診療所 ☎72-2166

●新所長をご紹介します。
(9月13日より勤務)

福野裕次 先生 (45歳)
内科・呼吸器専門



【先生より一言】

このたび松浦市立中央診療所で勤務することとなりました。出身は佐世保市で、今年で医師(内科医)として21年目を迎えますが、まだまだ若輩者でございます。

いろいろと分からないこともあり、皆さんにご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、一日も早く地域に溶け込み、住民の皆さんの健康のお役に立てればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

●新規専門外来ご案内

9月から新規専門外来として毎週木曜日午前中に泌尿器科内科の診療を行っています。

主に尿路の病気、つまり腎臓から膀胱、尿道までの間に起こる病気を診療します。

また、睾丸・前立腺などの性器の病気や、排尿の異常なども診察します。

そのほかにも従来通り下記の診察を行っています。
お気軽にご相談ください。

毎週月曜日午後：循環器内科
毎週火曜日午後：呼吸器内科
禁煙外来



10月は「臓器移植普及推進月間」です

～お知らせ～
「自分のこと」を知って「家族のこと」を知らせておいてあげよう

問合せ先 健康ほけん課健康推進係 ☎内線168
財団法人長崎県健康事業団健康企画課
長崎県腎臓バンク担当 ☎0957-43-7131

◆1万3千人の移植希望者と少ない臓器移植

全国には、重度の病気となり移植でしか根治しないと診断された人のうち、移植希望登録をしている人が現在約1万3千人います。しかし、実際に移植を受けることができる人は年間約1〜2%で、やむなく海外渡航や生体移植に踏み切る人、移植を待ちながら亡くなる人が多いのが現状です。

◆臓器移植法が改正されました

平成22年1月17日から臓器を提供する意思表示を併せて、親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面に表示できるようになりました。平成22年7月17日からは、本人の臓器提供の意思が不明な場合も、家族の承諾があれば臓器提供ができるようになりました。これにより、15歳未満の人からの脳死下での臓器提供が可能となりました。これにより、現在、日本で事故や病気で亡くなる人は毎年約110万人。そのうち1%弱の人が脳死を経て亡くなるといわれています。

また、改正臓器移植法の施行に伴い、被保険者証や運転免許証の裏面に順次、「臓器提供意思表示欄」が設けられることとなりました。

臓器提供と移植については、誰もが4つの権利を持っています。「臓器を提供する権利」、「臓器を提供しない権利」、「移植を受ける権利」、「移植を受けない権利」。

臓器提供意思表示カードは、「提供したい・したくない」どちらも表示できます。自分の意思について家族や友人と話し合って意思表示をしておきましょう。

※これらは、臓器提供を強要するものではありません。臓器を提供する意思も提供しない意思も表示できます。